



データでみる やまなしの男女共同参画

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

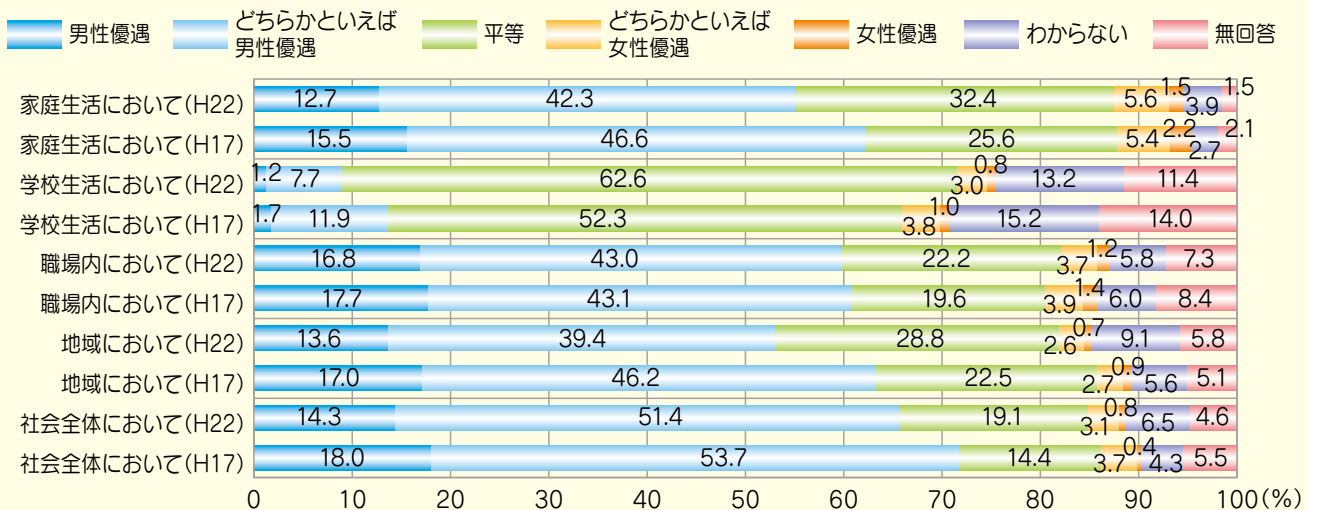
(男女共同参画社会基本法第2条、山梨県男女共同参画推進条例第2条抜粋)

なぜ男女共同参画社会の実現が必要なのか？

男女共同参画社会の実現は、日本国憲法の理念でもある個人の尊重、法の下での平等に基づく普遍的な課題です。また、少子高齢化、人口減少社会への移行、国際化の進展など、社会経済情勢の急速な変化に対応しながら豊かな社会を築いていくためにも、女性の社会参画を促進し、社会全体としてその能力を有効に活用していく必要があります。

男女共同参画に関する意識

各分野における男女の不平等感



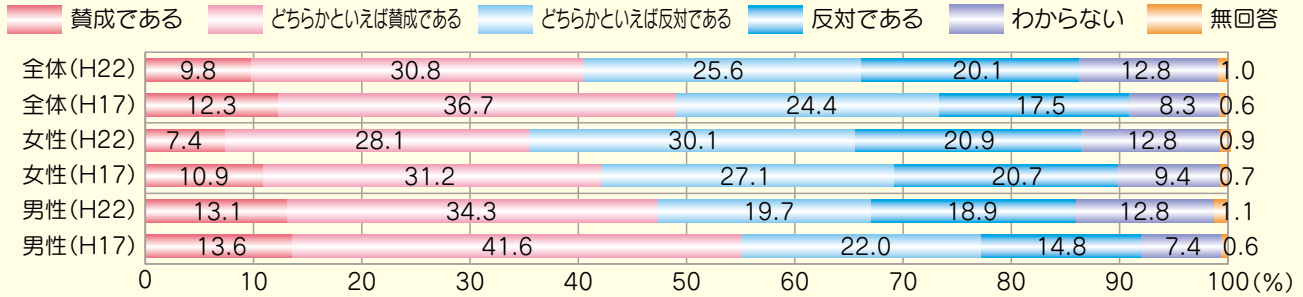
(資料：県民生活・男女参画課 平成17年度及び平成22年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

『学校生活において』は「平等」の割合が高くなっていますが、その他の分野では「男性優遇である」(「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」の合計)の割合が高くなっています。

平成17年に実施した前回調査と比較すると、すべての分野において「男性優遇である」の割合が低くなっており、中でも『地域において』では10.2ポイント低くなっています。また、すべての分野において「平等」の割合が増加しています。

※集計(グラフ)は、小数点第2位を四捨五入しており、数値の合計が100%にならない場合があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え

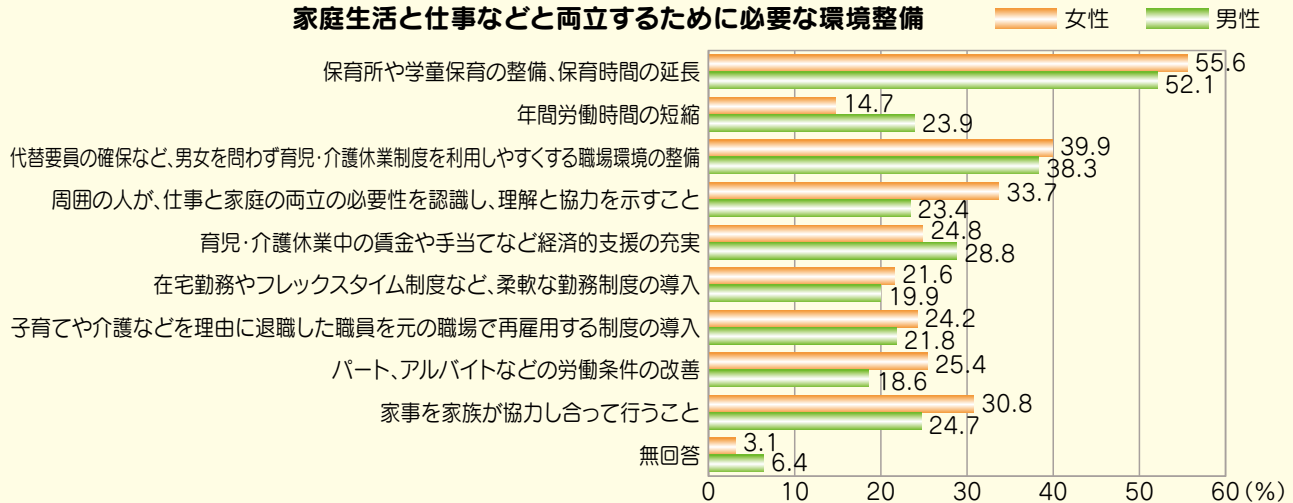


(資料:県民生活・男女参画課 平成17年度及び平成22年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

全体では、〈賛成〉(「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」の合計)が、40.6%に対し、〈反対〉(「反対である」と「どちらかといえば反対である」の合計)が45.7%と反対が5.1ポイントと高くなっています。

性別では、女性は〈賛成〉が35.5%、〈反対〉が51.0%と反対が15.5ポイント高い。男性は〈賛成〉が47.4%、〈反対〉が38.6%と、賛成が8.8ポイント高くなっています。

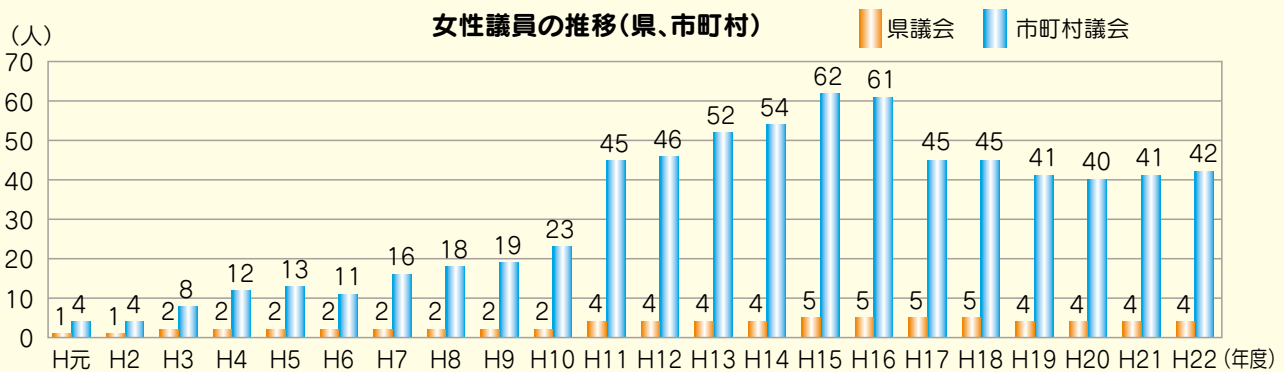
家庭生活と仕事などと両立するために必要な環境整備



(資料:県民生活・男女参画課 平成22年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

男女とも『保育所や学童保育の整備、保育時間の延長』が54.1%と最も多く、次いで『代替要因の確保など、男女を問わず育児・介護休業制度を利用しやすくする職務環境の整備』が多くなっています。

● 女性の参画



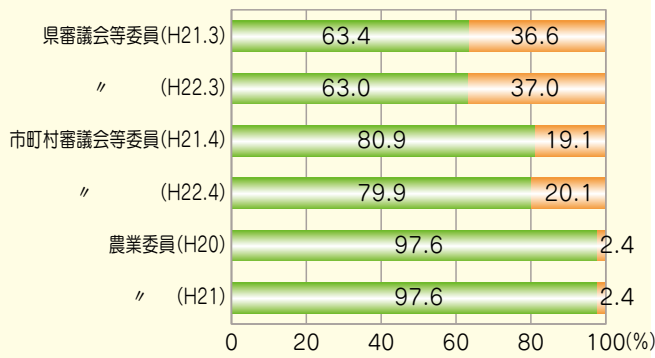
(資料:県民生活・男女参画課調べ)

県議会及び市町村議会では女性議員の議員実数に対する割合が増加傾向にあります。

※市町村議会 H18.4:7.5%、H19.5:7.9%、H20.12:8.3%、H21.12:9.1%、H22.12:9.1%

※県議会 H19.5:10.5%、H20.4:11.1%、H21.4:11.1%、H22.4:11.4%

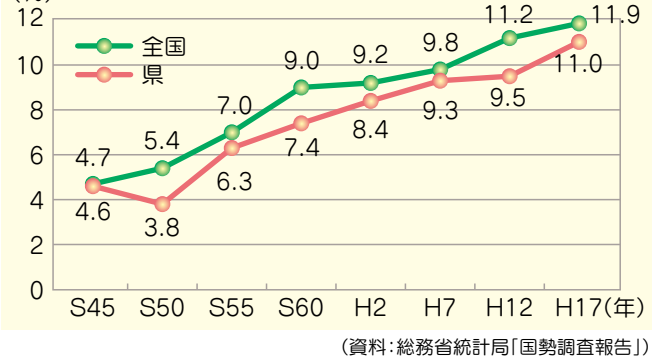
女性の参画状況



(資料: 県民生活・男女参画課調べ)

審議会等の女性委員の割合は多少の増減はあるものの、ほぼ同じ状況です。

女性の管理的職業従事者の推移(山梨県、全国)

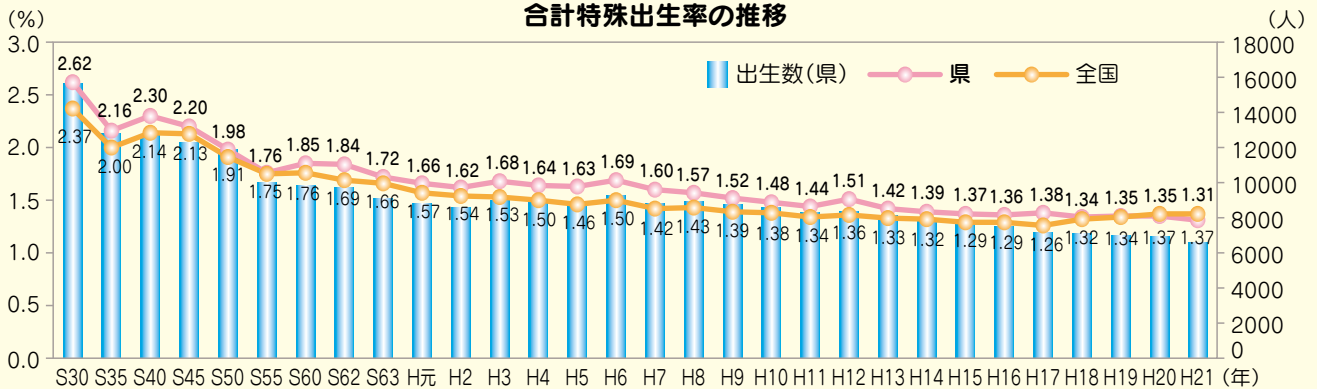


(資料: 総務省統計局「国勢調査報告」)

就業者全体に占める、女性の管理的職業従事者の割合は、数値としてはまだまだ低いものの、増加傾向にあります。

● 少子化

合計特殊出生率の推移



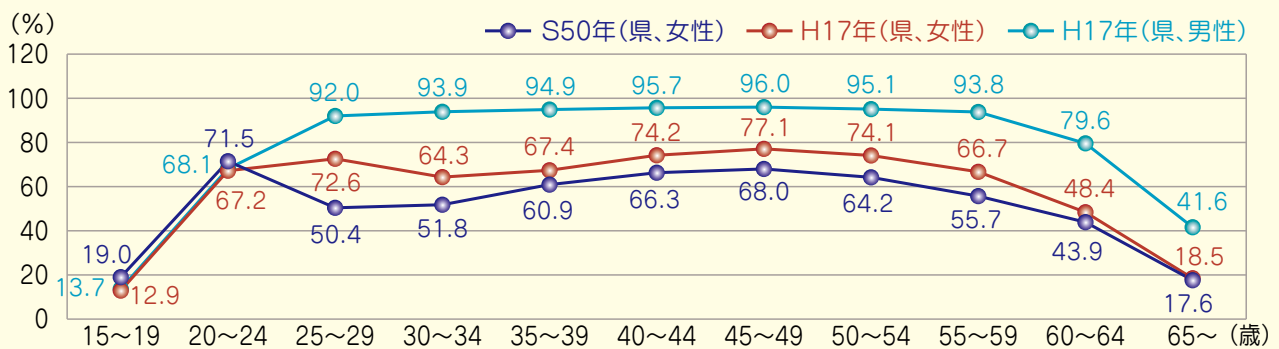
(資料: 厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態調査」)

合計特殊出生率が、2.08を下回ると将来の人口は自然減になるといわれています。平成21年は、全国では1.37と前年と同じですが、本県では1.31と前年の1.35を下回り、本県の出生率は2年連続で全国値を若干下回っています。

※合計特殊出生率: 15歳から49歳まで(再生産年齢)の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを産んだと仮定した場合の平均出生児数。

● 労働力

年齢階級別労働力率の推移

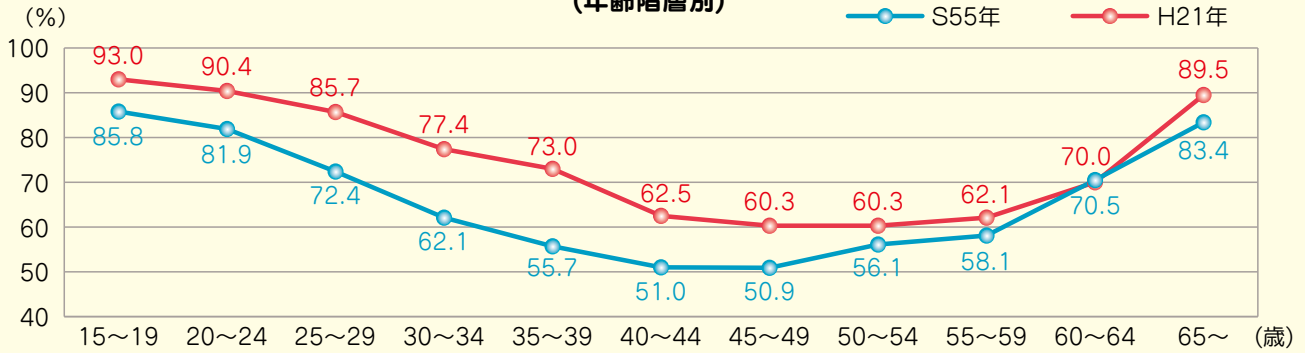


(資料: 総務省統計局「国勢調査報告」)

平成17年には、25~29歳の女性の労働力率は、72.6%となり、昭和50年の50.4%から大きく上がっています。M字カーブの底は25~29歳から30~34歳へ移行していますが、依然としてM字カーブを描いています。

※労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合 ※S50年の「65~69」は「65~」の数値

男性を100とした場合の女性にきまって支給する現金給与額の割合
(年齢階層別)

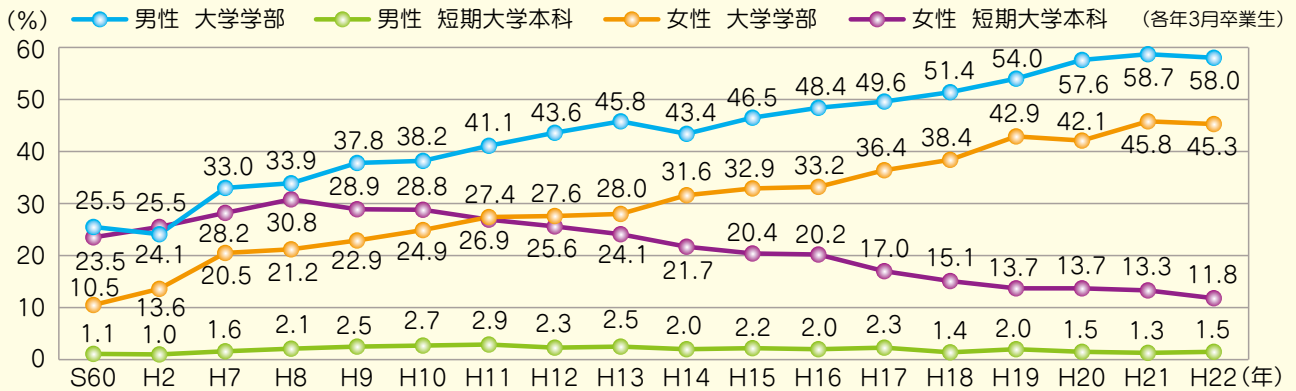


(資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「H21賃金構造基本統計調査」)

昭和55年と比較すると、すべての年齢階層で男性に近づいてはいますが、40歳から59歳までは、男性の7割未満となっています。

進学

高等学校卒業生の進学率の推移

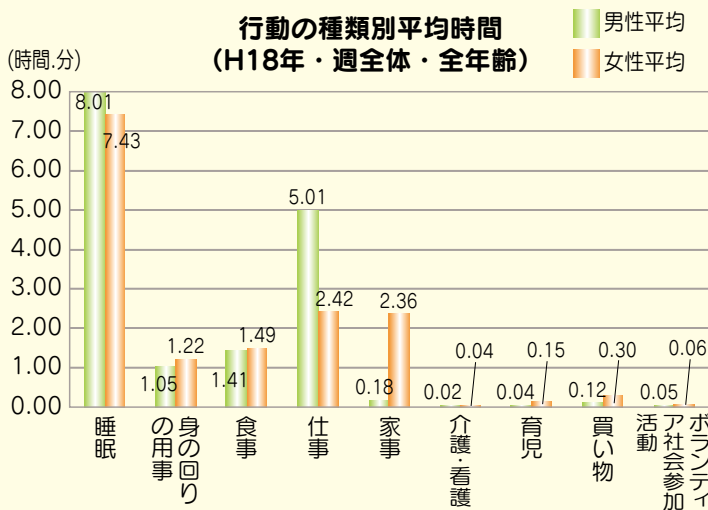


(資料:文部科学省「学校基本調査」より作成)

平成22年3月の高等学校卒業生の進学率は、男性の大学学部進学が58.0%、女性の大学学部進学が45.3%となっています。昭和60年3月卒業生と比較すると、男性の大学学部進学で32.5ポイント、女性の大学学部進学で34.8ポイント上昇しています。

家庭

行動の種類別平均時間
(H18年・週全体・全年齢)



(資料:総務省統計局「社会生活基本調査報告」)

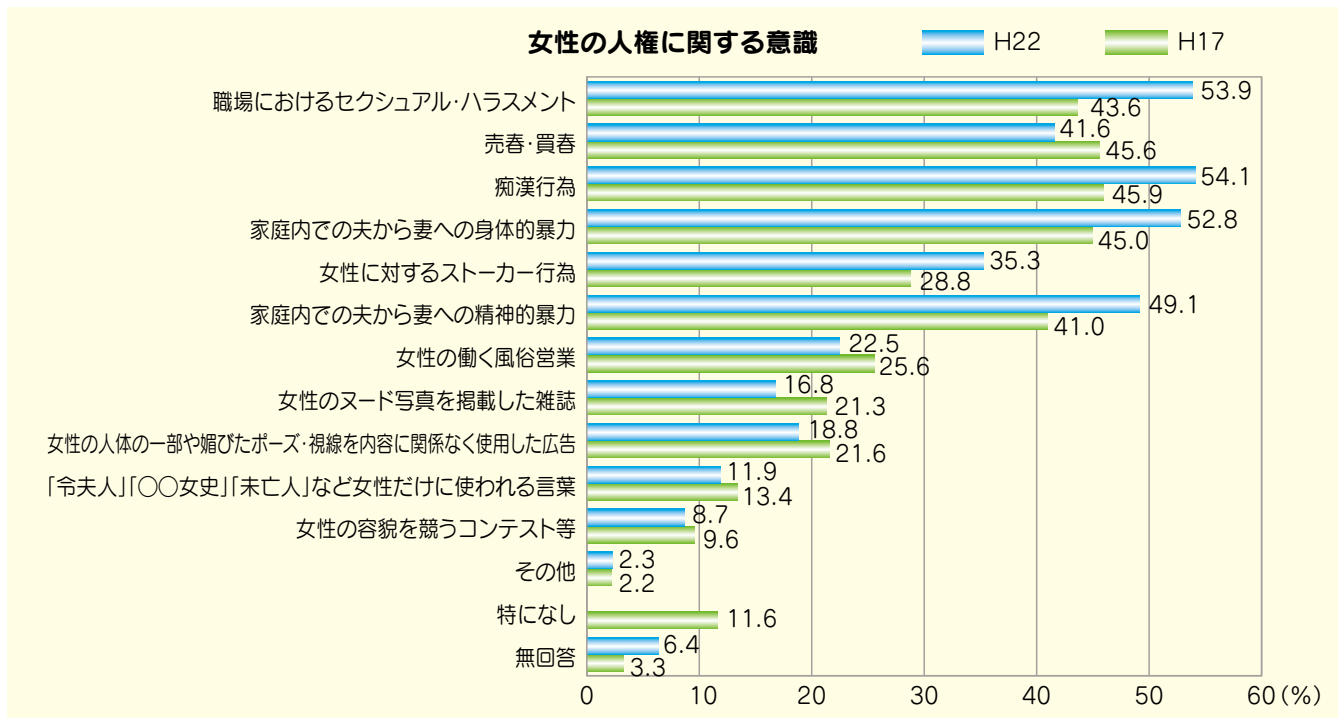
「仕事時間」 週全体・全年齢の平均仕事時間は、男性が5時間1分、女性が2時間42分となっていて、平成13年調査よりも減少しています。

しかし有業者に限ってみると、男性7時間1分、女性4時間59分と、H13年の調査結果(男性6時間30分、女性4時間37分)と比べ、仕事時間が大幅に増加しています。

「家事・育児などの家事関連時間」 週全体・全年齢の平均家事時間は、男性18分に対し女性2時間36分、「育児時間」は、男性4分に対し女性15分となり、平成13年の調査結果(家事:男性12分、女性2時間40分、育児:男性2分、女性21分)に比べ、いずれも男性が増え、女性が減っています。

家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物)を合計すると、男性36分、女性3時間25分となり(平成13年調査では男性26分、女性3時間23分)、全体的に男女差が縮小されてきています。

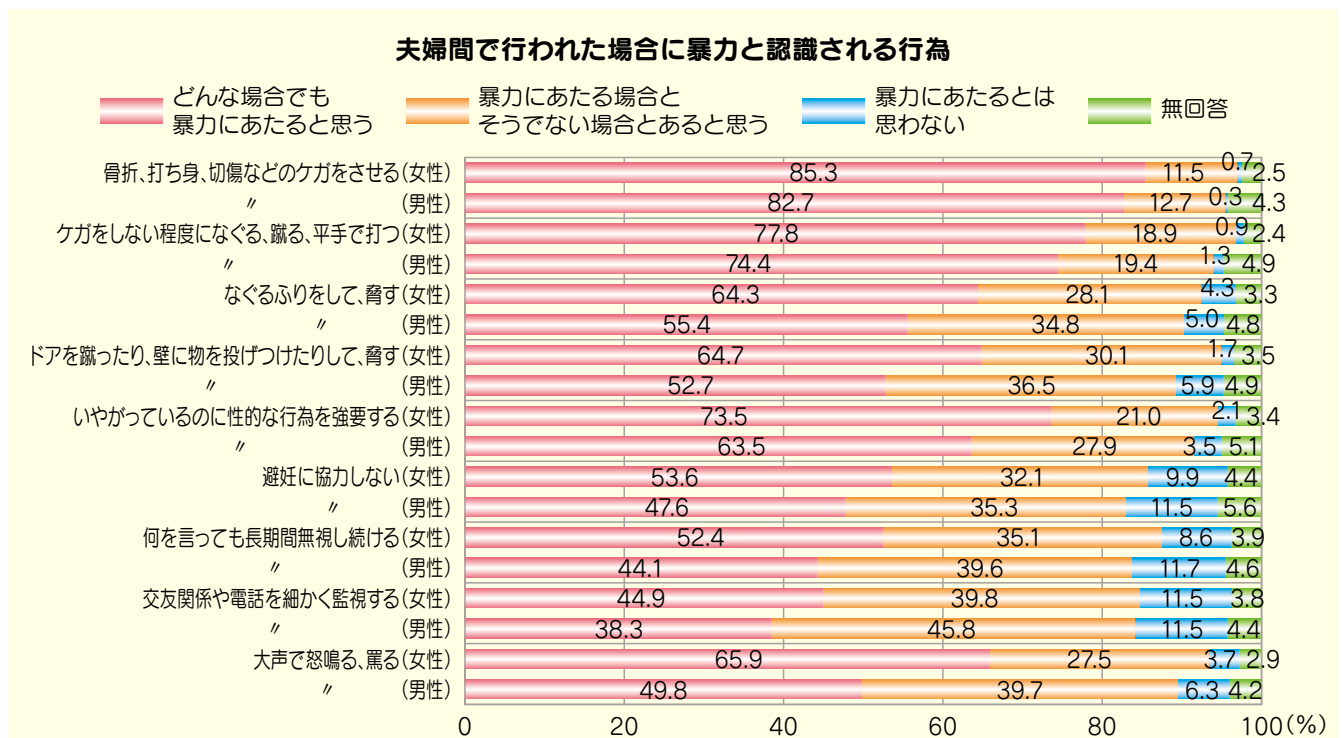
● 女性の人権



(資料: 県民生活・男女参画課 平成17年度、平成22年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

女性の人権が尊重されていないと感じることとして多いのは、「痴漢行為」(54.1%)、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」(53.9%)、「家庭内での夫から妻への身体的暴力」(52.8%)となっています。

● 夫婦間の暴力

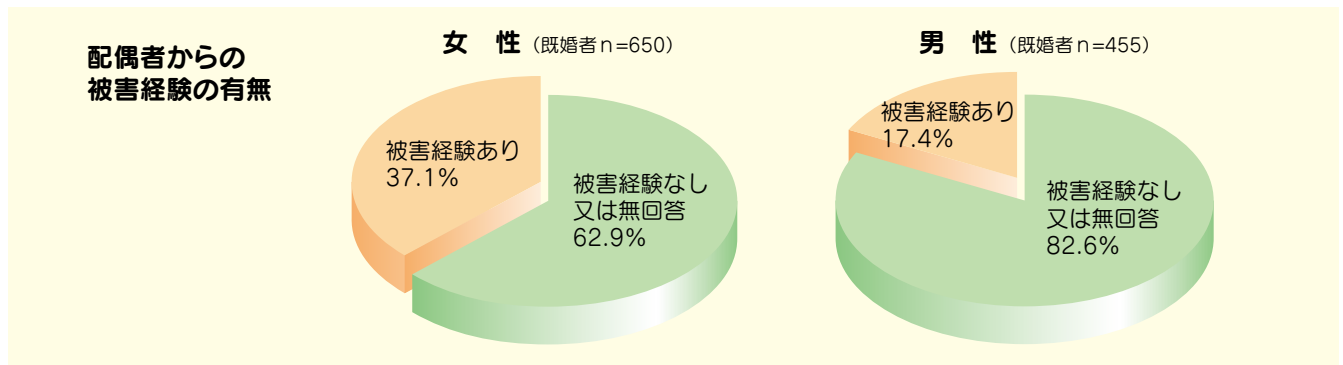


(資料: 県民生活・男女共同参画課 平成22年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

『暴力にあたるとは思わない』との回答が多いのは、男女ともに「交友関係や電話を細かく監視する」で、男性は「何を言っても長時間無視し続ける」「避妊に協力しない」も10%を超えています。

『どんな場合でも暴力に当たると思う』との回答のうち「ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す」「大声で怒鳴る、罵る」は男性は女性に比べて10ポイント以上の違いがあり、男女の認識に差が見られます。

配偶者からの暴力の被害経験



(資料: 県民生活・男女参画課 平成22年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

配偶者からの暴力の被害経験があると回答した者は、女性が37.1%、男性が17.4%となっています。

(単位: %)

配偶者からの被害経験の有無	まったくない		被害経験あった	
	女性	男性	女性	男性
なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた	71.4	80.7	23.5	9.5
あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動をうけた	80.3	82.2	13.5	7.3
人格を否定されるようなひどい暴言をうけた	69.4	77.6	24.8	12.1
いやがっているのに性的な行為を強要された	80.6	86.4	13.1	2.9

(n=1,108、女性n=650、男性n=455)

女性の被害経験は「人格を否定されるようなひどい暴言をうけた」が24.8%、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた」が23.5%となっている。
男性は「人格を否定されるようなひどい暴言をうけた」が12.1%で最も多くなっている。

市町村の状況

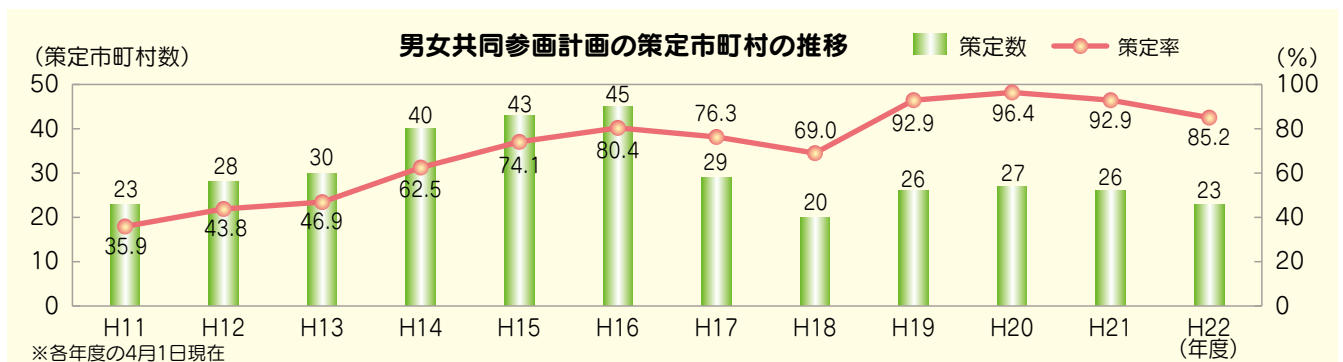
男女共同参画に関する条例の制定状況

市町村における制定率は、平成22年4月1日現在55.6% (15/27市町村) となっています。全国で7番目に高い制定率です。

策定市町村: 甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、忍野村、山中湖村

男女共同参画に関する計画の策定状況

男女共同参画計画を策定している市町村は23市町村で、県全体で85.2% (23/27市町村) と高い策定率となっています。全国では14番目に高い策定率です。



(資料: 県民生活・男女参画課調べ)

● 政策方針決定過程への女性の参画

人間開発指数 (HDI) 11位

順位	国名	値
1	ノルウェー	0.938
2	オーストラリア	0.937
3	ニュージーランド	0.907
4	米国	0.902
5	アイルランド	0.895
6	リヒテンシュタイン	0.891
7	オランダ	0.890
8	カナダ	0.888
9	スウェーデン	0.885
10	ドイツ	0.885
11	日本	0.884

人間開発指数 (HDI) は169か国中11位です。
(2009年は182か国中10位)

ジェンダー不平等指数 (GII) 12位

順位	国名	値
1	オランダ	0.174
2	デンマーク	0.209
3	スウェーデン	0.212
4	スイス	0.228
5	ノルウェー	0.234
6	ベルギー	0.236
7	ドイツ	0.240
8	フィンランド	0.248
9	イタリア	0.251
10	シンガポール	0.255
11	フランス	0.260
12	日本	0.273

ジェンダー不平等指数 (GII) は138か国中12位です。
(この指数は新しく導入された指数です)

HD I : 人間開発指数 (Human Development Index)

人間開発の3つの基本的な側面「健康で長生きできるかどうか」、「知識を得る機会があるかどうか」、「人間らしい生活を送れるかどうか」について、長期にわたる進歩の度合いを測定するための総合的な指標

G I I : ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

「性と生殖に関する健康」、「エンパワーメント」、「経済活動への参加」で、女性がどの程度不利な状況におかれているかをあらわす指数

(資料: 国連開発計画UNDP「人間開発報告2010」)

男女共同参画社会の実現に向けた山梨県の取組

山梨県男女共同参画推進条例 (平成14年3月公布・施行)

● 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

第2次山梨県男女共同参画計画 (平成18年12月策定)

● 基本的考え方

男女共同参画社会の実現に向けて、条例を基本に、社会経済情勢の変化、県民意識・実態調査の結果、国の男女共同参画基本計画などを勘案し策定しました。

● 計画の性格

「男女共同参画社会の形成」を目指し、山梨県における男女共同参画施策の基本となる、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画です。また、県、県民、事業者が市町村、関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

● 計画期間 平成19年度から23年度までの5年間

● 計画内容

5つの基本目標と14の重点目標を設定し、重点目標ごとに「現状の課題」、「施策の方向」、「数値目標」を記載しています。

男女共同参画キーワード

社会的性別(ジェンダー)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)」という。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは1994年の国際人口/開発会議等において「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

平成19年12月18日に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

ワーク・ライフ・バランス憲章では仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している。

エンパワーメント

政治、経済、社会、家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるような能力を身につけること。

第4回世界女性会議(1995年)以降、女性自身が企画や政策・方針決定の場に参画し、社会を変えていく力を身につけることとして、女性問題の取組の中でも重要視されている。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

「ドメスティック・バイオレンス」とは、英語の「Domestic(家庭内の)Violence(暴力)」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。

夫婦やパートナー間などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力で、DVには「身体的暴力」・「精神的暴力」・「性的暴力」などの様々な形態がある。

DVは、被害を受ける人の人権を著しく侵害する問題ですが、これまでの相談件数や調査結果等から少数の人だけが被害を受けているのではなく、多くの人が被害を受けていることが分かっている。

また、近年は若年層における交際相手からの暴力(いわゆるデートDV)の被害も深刻化している。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

企画/発行 山梨県企画県民部 県民生活・男女参画課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 Tel 055-223-1358

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>

☆山梨県県民生活・男女参画課のホームページからも各種情報をご覧いただけます。